



# 三重県公報

令和5年9月15日 (金)

第 448 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
581	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
582	同件	( 同 )	2
583	同件	( 同 )	2
584	同件	( 同 )	3
585	同件	( 同 )	3
586	同件	( 同 )	3
587	同件	( 同 )	4
588	同件	( 同 )	4
589	同件	( 同 )	4
590	都市計画の変更及びその図書の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	5
591	同件	( 同 )	5
592	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	5
593	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	( 出 納 局 )	6
<b>公 安 委 告 示</b>			
32	道路交通法の規定による交通安全活動推進センターの指定の一部改正	( 公 安 委 員 会 )	6
<b>公 告</b>			
	土地改良事業計画の変更認可	( 農 地 調 整 課 )	6
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	6
	公共測量を実施する旨の通知	( 同 )	7
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	7
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(スポーツ推進課)	7

<b>告 示</b>
------------

**三重県告示第 581 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションセンターしまむら芸濃店・ドラッグセイムス芸濃本店  
津市芸濃町椋本字東豊久野 2933 番 2 ほか
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 16 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 582 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により多気町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コメリハード&グリーン多気店  
多気郡多気町相可甘イ田 927-1 ほか 10 筆
- 2 多気町から聴取した意見  
(1) 騒音の発生に係る事項  
周辺居住地への騒音等には特に配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 16 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 583 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SENO PARK 津 Aゾーン  
津市白塚町九門久 479 ほか 16 筆及び字鎌田 3682-1 ほか 14 筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和5年9月15日から同年10月16日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第584号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年9月15日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン Bブロック  
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか30筆
- 2 津市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和5年9月15日から同年10月16日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第585号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年9月15日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム鈴鹿店資材館  
鈴鹿市住吉町字谷口 8931 ほか9筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和5年9月15日から同年10月16日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第586号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年9月15日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム鈴鹿店生活館  
鈴鹿市住吉町字谷口 8916 ほか9筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和5年9月15日から同年10月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 587 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名張ガーデンプラザ  
名張市瀬古口 350
- 2 名張市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 16 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 588 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名張ガーデンプラザ B ゾーン  
名張市瀬古口丁の坪 365
- 2 名張市から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 16 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 589 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール東員  
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地 ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見  
意見無し
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 5 年 9 月 15 日から同年 10 月 16 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 590 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・3・91 号北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**三重県告示第 591 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
鈴鹿都市計画道路  
3・1・28 号北勢バイパス
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**三重県告示第 592 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、伊勢市及び度会郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 5 年 10 月 23 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	二見総合支所
令和 5 年 10 月 24 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	小俣老人福祉会館 集会室
令和 5 年 10 月 25 日（水）	午前 10 時から 午後 3 時まで	御薗総合支所前駐車場 車庫
令和 5 年 10 月 26 日（木）	午前 10 時から 午後 3 時まで	御薗総合支所前駐車場 車庫
令和 5 年 11 月 6 日（月）	午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	南伊勢町南島体育センター前車庫 （南伊勢町役場 南島庁舎横）
令和 5 年 11 月 7 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	南伊勢町役場 南勢庁舎 1 階ロビー
令和 5 年 11 月 8 日（水）	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	玉城町保健福祉会館
令和 5 年 11 月 9 日（木）	午前 10 時から 午後 3 時まで	度会町役場

令和5年11月13日(月)	午前10時から 午前11時30分まで	大紀町役場 七保支所
令和5年11月13日(月)	午後1時30分から 午後3時まで	大紀町滝原公民館
令和5年11月14日(火)	午前10時30分から 正午まで	紀勢老人福祉センター
令和5年11月15日(水)	午前10時から 午前11時30分まで	大紀町コンベンションホール
令和5年11月15日(水)	午後1時30分から 午後2時30分まで	大紀町役場 大内山支所

**三重県告示第593号**

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和5年9月15日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	和具支店	志摩市志摩町和具 901 番地の 1	志摩市志摩町和具 535 (志摩市志摩文化会館 2階)	令和5年10月23日

**公安委告示**

**三重県公安委員会告示第32号**

都道府県交通安全活動推進センターから、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づく名称等の変更の届出がありましたので、三重県交通安全活動推進センターの指定（平成10年三重県公安委員会告示第16号）の一部を次のように改正します。

令和5年9月15日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
法人の住所	三重県津市栄町一丁目 954 番地	三重県津市高茶屋四丁目 48 番 8 号	令和4年11月28日
法人の代表者の氏名	余野部 克治	西野 衛	令和元年6月24日
法人の代表者の氏名	西野 衛	稲垣 清文	令和5年6月26日
事務所の所在地	三重県津市栄町一丁目 954 番地	三重県津市高茶屋四丁目 48 番 8 号	令和4年11月28日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業（桜土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和5年8月31日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和5年9月15日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間  
令和 5 年 10 月 23 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
津市、松阪市及び伊賀市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（1 級水準測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 9 月 5 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
- 3 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 9 月 1 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
いなべ市北勢町二之瀬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 9 月 15 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 8 月 30 日	いなべ市員弁町下笠田字旭 1483-5	三重郡川越町大字当新田 319-2 サンライズ K II 101 河北 啓吾
令和 5 年 8 月 30 日	三重郡菰野町大字千草字東江野 7045-67	愛知県名古屋千種区春岡 2 丁目 2-9 山口 直樹 愛知県名古屋市天白区中砂町 611 株式会社ヤマグチ 代表取締役 山口 直樹
令和 5 年 9 月 1 日	員弁郡東員町大字鳥取字西之内 539-6 の一部ほか 6 筆及び字壱本杉 657-2 ほか 2 筆	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江崎 豪治

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和5年9月15日

三重県知事 一見勝之

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 飛込用移動型表示盤 1式                                 |
| 2 | 担当部局       | 三重県津市広明町13番地<br>地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課       |
| 3 | 落札者決定日     | 令和5年9月5日                                     |
| 4 | 落札者        | 三重県四日市市楠町南五味塚783番地1<br>株式会社アサヒ電設 代表取締役 西端 岳史 |
| 5 | 落札金額       | 入札価格 28,150,000円<br>契約金額 30,965,000円         |
| 6 | 決定手続       | 一般競争入札                                       |
| 7 | 入札公告日      | 令和5年7月21日                                    |



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---